

| | 質問内容 | 回答 |
|---|---|---|
| ① | <p>資格審査書類の提出につきまして、「履行期間を1年以上とする電力供給契約を締結し、履行した実績を有する者であることがわかる契約書等の写し」が必要との記載がございますが、契約書の写し等が必要な場合、守秘義務のためお出しできかねます。その際は契約させていただいた自治体等のホームページに公開されております契約情報(ホームページ画面抜粋等)をまとめた書類での代用は可能でしょうか。また、入札保証金・契約保証金の免除申請においても上記資料にて申請できますでしょうか。</p> | <p>ご質問に記載されているとおりの方法で構いません。</p> |
| ② | <p>契約書(案)第2条1項の契約金額について、同条2項に消費税についての記載がございますが、契約単価は税込の金額を記載させていただくという事でよろしいでしょうか。当社が落札させていただいた際は契約書に記載する契約単価は税込金額となります。ご了承いただけますでしょうか。</p> | <p>落札後の協議によるものとします。</p> |
| ③ | <p>契約書(案)第12条2項につきまして、「請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内までに受注者に電気料金を支払う」と記載がございますが、お支払期日につきましては弊社供給条件では「支払い義務発生日(弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定められた日)の翌日から起算して30日以内」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書をこちらの記載にご変更いただくことは可能でしょうか。</p> | <p>基本的にはご質問に記載されている期限で構いませんが、支払い義務発生日から請求書発送日までの日数については落札後の協議によります。</p> |
| ④ | <p>契約書(案)第13条につきまして、「供給約款」とは、「受注者が定める約款」と読み替えてもよろしいでしょうか。</p> | <p>ご質問のとおりです。</p> |
| ⑤ | <p>仕様書、契約書(案)では、供給開始は「4月1日」となっておりますが、現在の計量日は毎月何日となりますでしょうか。管轄する送配電事業者によれば、現計量日は変更できず、また、供給者切替は、計量日をもって行う事になっております。仮に、現計量日が月の1日ではない場合、送配電事業者取扱いに応じた対応を行うことをご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、仕様書や契約書の供給開始日の記載をご変更いただけますでしょうか。</p> | <p>落札後の協議によるものとします。</p> |
| ⑥ | <p>「消費税」や一般送配電事業者が「託送料金」の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行います。ご了承いただけますでしょうか。</p> | <p>契約書(案)第2条、第2項および第3項に記載のとおり協議により改定することが可能です。</p> |
| ⑦ | <p>仕様書および契約書に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書をこちらの記載にご変更いただくことは可能でしょうか。</p> | <p>落札後の協議によるものとします。</p> |